

令和7年第4回 邑南町議会臨時会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年5月8日（令和7年4月28日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年5月8日（木） 午前9時47分
 閉会 午後5時18分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 課長補佐 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和 7 年第 4 回 邑南町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 9 時 47 分開会

開会、開議宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

令和7年第4回邑南町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

令和7年5月8日（木）

- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第6 常任委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第9 浜田作木線改良促進特別委員会の設置
- 追加日程第10 議会改革特別委員会の設置
- 追加日程第11 人口問題特別委員会の設置
- 追加日程第12 特別委員会委員の選任
- 追加日程第13 特別委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第14 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第15 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙

令和 7 年第 4 回 邑南町議会臨時会追加議事日程（第 1 号の追加 2）

令和 7 年 5 月 8 日（木）

- 追加日程第17 同意第 1 号 監査委員の選任の同意
- 追加日程第18 承認第 3 号 専決処分の承認
（邑南町税条例の一部改正）
- 追加日程第19 承認第 4 号 専決処分の承認
（邑南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 追加日程第20 承認第 5 号 専決処分の承認
（令和 6 年度邑南町一般会計補正予算第 1 4 号）
- 追加日程第21 承認第 6 号 専決処分の承認
（令和 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第 6 号）
- 追加日程第22 承認第 7 号 専決処分の承認
（令和 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計補正予算第 6 号）
- 追加日程第23 承認第 8 号 専決処分の承認
（令和 6 年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第 4 号）
- 追加日程第24 議案第55号 邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び
邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定
- 追加日程第25 議案第56号 工事請負契約の変更契約の締結
（道の駅瑞穂再整備事業 本体建築等工事）
- 追加日程第26 議案第57号 指定管理者の指定
（道の駅邑南の里）

追加日程第27 議案第58号 指定管理期間の変更
(邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・
食材供給施設)

追加日程第28 議案第59号 令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号

追加日程第29 閉会中の継続調査の付託

追加日程第30 議員派遣

令和7年第4回邑南町議会臨時会 会議録

【令和7年5月8日（木）】

—— 午前9時47分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（臨時議長の紹介）

○井上事務局長 おはようございます。私、議会事務局長の井上と申します。よろしくお願いいたします。本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間地方自治法の第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で漆谷光夫議員が年長の議員でございますので、御紹介いたします。漆谷議員よろしくお願いいたします。議長席に御登壇ください。

（漆谷光夫議員、議長席に着席）

~~~~~○~~~~~

（臨時議長挨拶 議員自己紹介 町長挨拶 執行部自己紹介）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただいま御紹介いただきました、漆谷光夫でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。ここで開議に先立ちまして、当選の栄誉により議席を得られました議員の皆さまに自己紹介をお願いし、続いて町長の御挨拶をいただき、その後執行部の皆さまから簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 異議が無いようでございますので最初に議員の皆さまに、着席の前列の1番議員から自席において順次お願いしたいと思います。住所・氏名は必ず入れていただき、簡潔に自己紹介をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

●石國議員（石國佳壽子） 1番石國佳壽子でございます。このたびで2期目でございます。出羽地区の淀原出身でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●**奈須議員（奈須正宜）** おはようございます。2番奈須正宜でございます。出身は矢上でございます。2期目でございます。初心を忘れず、しっかりと頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●**鍵本議員（鍵本亜紀）** おはようございます。鍵本亜紀です。私は高原地区の田野原です。また引き続き頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●**野田議員（野田佳文）** おはようございます。野田です。瑞穂地域鱒渕です。2期目です。2期目ということですが、引き続き緊張感を持って、あと自分のスタイルで活動していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

●**日高議員（日高八重美）** おはようございます。日高八重美です。2期目になります。出身は羽須美地域の雪田です。あっという間の4年間でしたが、今までの経験をもとに、また2期目も頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●**瀧田議員（瀧田均）** おはようございます。4期目を拝命をしました。一生懸命頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。住所は日貫。名前は瀧田均でございます。よろしくお願いいたします。

●**平野議員（平野一成）** おはようございます。平野一成といいます。瑞穂地域下田所の出身でございます。改めて、4期目の町議会議員の議席をお預かりをいたしました。引き続き町の発展のため、また町民の幸せ実現のために頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

●**宮田議員（宮田博）** おはようございます。宮田博でございます。井原の出身でございます。4期目、今回は議員定数を割る無投票ということで拝命いたしました。定数に足りていませんが、議員の職責はしっかりと果たしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

●**山中議員（山中康樹）** おはようございます。瑞穂の山中でございます。個人的なことですが、私は4年前にこの議場を、5人の議員の仲間と一緒に退職で

ありませんが辞めました。私、３７歳から瑞穂の議会へ出ておりまして、３２年間で４年前でございました。私個人的に３２年間やった中で思うことが、４年間１町民として瑞穂地域にいましたが、議会を振り返ってみたときに、大体４期５期目ぐらいから自分で怠慢な議員でないだろうか、というようなことが分かりだしました。それで、やはり執行部と議会の関係、議員はどのような仕事をするのかと、つくづく４年前から４年間思いました。ということでこの度は、新たに１期生の議員として、議員の活動とはこういうものだということをやるために出させてもらいましたが、一つ残念なのは欠員１ということでございましたが、皆さんと一緒にやりたいと思います。執行部の皆さんも顔ぶれが半分以上変わりましたので、新たな気持ちで新たな町長とともに４年間やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） おはようございます。５期目を迎えました。羽須美地区下口羽の出身で、中村昌史といいます。今もお話が出ましたが５期目ということで、改めて初心に返って、まちづくり基本条例にのっとりたまちづくりを行っていきけるように頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

●辰田議員（辰田直久） 中野在住の辰田直久でございます。邑南町合併以来６期目になります。私のモットーであります是々非々で、また４年間頑張らせていただくと思いますので、よろしくお願いいたします。

●漆谷議員（漆谷光夫） 失礼します。矢上出身の漆谷光夫でございます。初心に返り町民第１に考え、未来志向でしっかり頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 以上で議員の皆さまの自己紹介が終わりました。続きまして大屋町長の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 町長の大屋光宏です。４月の選挙におかれましてそれぞれ御当選され期数を重ねた皆さん、本当におめでとうでございます。私自身、所信表

明・施政方針等で、町民の皆さんに積極的に情報公開に努めます。広聴公報活動に努めますと述べてます。議場におきましても議論が深まりますよう、しっかりとした情報公開等に努めていきます。丁寧な説明をしていこうと思いますので、改めまして議員の皆さんの行政に対する御理解と厳しさも含めまして、御指導・御鞭撻いただきますようよろしくお願いいたします。

●**漆谷臨時議長（漆谷光夫）** ありがとうございます。続きまして、副町長から執行部の皆さまに自己紹介をしていただきたいと思います。自己紹介は自席でお願いいたします。白須副町長側の席から自己紹介をいただきまして、大橋教育長側の席の自己紹介を続いてよろしくお願いいたしますと思います。それではお願いします。

○**白須副町長（白須寿）** 副町長の白須寿です。副町長２年目になります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○**高瀬総務課長（高瀬満晃）** 失礼します。おはようございます。このたび総務課長を拝命いたしました高瀬といいます。よろしくお願いいたします。

○**森田課長補佐（森田政徳）** おはようございます。財務課長の森田と申します。このたび新しく課長を拝命いたしました。まだ右も左も分かりませんが、いろいろ御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** おはようございます。矢上の郡山出身でございます。地域みらい課長６年目になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○**小笠原産業支援課長（小笠原誠治）** おはようございます。産業支援課長の小笠原誠治と申します。産業支援課２年目でございます。石見地域矢上の出身でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**植田情報みらい創造課（植田啓司）** おはようございます。情報みらい創造課長の植田啓司でございます。よろしくお願いいたします。

○**秋田町民課長（秋田敏子）** おはようございます。町民課長の秋田でございます。町民課３年目になりました。出身は矢上でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） おはようございます。医療福祉政策課坂本晶子と申します。医療福祉課長のほう2年目になりました。仕事は順調ではございませんが、引き続き御指導よろしくお願いしたいと思ひます。布施の出身でございます。お願いいたします。

○岩井保健課長（岩井和也） 失礼します。保健課長の岩井でございます。保健課2年目になります。日貫の出身でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋教育長（大橋覚） 改めましておはようございます。教育長の大橋覚と申します。早くも3年目を迎えさせていただいております。未来に向かった教育改革、一生懸命努力してまいりたいと思ひます。引き続き、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢） 学びのまち総務課長でございます。原拓矢と申します。出身は広島県広島市中区でございます。中野に嫁ぎまして早、忘れてしまいましたが、今後ともよろしくお願いいたします。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） おはようございます。学びのまち推進課長、田村です。今年度より、課長職ということで、よろしくお願いいたします。

○迫田監査委員（迫田悦三） おはようございます。監査委員の迫田悦三と申します。昨年の11月に監査委員に選任いただきました。住所は上田所三坂に在住しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小笠原建設課長（小笠原清） おはようございます。4月から建設課長を務めることになりました。小笠原と申します。石見地域の中野出身です。皆さん方にはいろいろとお世話にこれまでなりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○沖野資産経営課長（沖野弘輝） 資産経営課長の沖野です。よろしくお願いいたします。

○三浦水道課長（三浦康孝） おはようございます。水道課長の三浦です。よろしくお願いいたします。

○三浦瑞穂支所長（三浦雄一郎） おはようございます。このたび、瑞穂支所長になりました三浦と言います。よろしくお願いいたします。

○峡戸羽須美支所長（峡戸真理恵） おはようございます。この4月から新たに羽須美支所長を拝命しました峡戸と申します。出身は下口羽となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○漆谷臨時議長（漆谷光夫） 以上で自己紹介を終わります。皆さんありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

（ 開会・開議宣告 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただいまから、令和7年第4回邑南町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 仮議席の指定 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 日程第1。仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。ここで暫時休憩といたします。議員の皆さまはそのままお待ちください。

—— 午前 9時47分 休憩 ——

○井上事務局長 お失礼します。議員の皆さまは第2委員会室で、議員懇談会を開催しますのでお集まりください。

（ 執行部退席、事務局選挙準備 ）

—— 午前10時19分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 議長の選挙 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 再開いたします。日程第2。議長の選挙を行います。これより議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行うことといたします。議場の出入り口を閉鎖いたします。よろしくお願いいたします。

（事務局長が議場出入口2か所施錠を確認）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただ今の出席議員数は12名でございます。次に立会人を指名いたします。邑南町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番石國議員、2番奈須議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 配布漏れがないことを認めます。次に投票箱の点検を行います。

（事務局長、投票箱の点検を行う）

（全議員・臨時議長が、投票箱空を確認する）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名投票です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。それでは記入してください。さらに申し上げます。これから投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に、各議席から各自投票箱までお進みいただき、投票をお願いいたします。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（順次投票）

○井上事務局長（井上義博） それでは、読み上げます。1番石國議員。2番奈須議員。3番鍵本議員。4番野田議員。5番日高議員。6番瀧田議員。7番平野議員。8番宮田議員。10番中村議員。11番辰田議員。12番山中議員。

（最後に臨時議長が議長席で投票）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 投票漏れはありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。ただいまから開票を行います。1 番石國議員。2 番奈須議員。開票の立会をお願いいたします。

（ 開票：事務局長開票、1 番石國議員、2 番奈須議員は立会 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 選挙の結果を報告します。投票総数 12 票。有効投票 12 票。無効投票 0 でありました。有効投票のうち、漆谷議員 8 票、中村議員 4 票でございます。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、漆谷が議長に当選しました。議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（ 事務局長が議場出入口 2 か所解錠を確認 ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただいま議長に私が当選しました。会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。議長に当選しましたので、当選の受諾及び挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） ただいまは皆さんの多数の御推挙により、議長に当選させていただきました。心から御礼申し上げます。先ほど申し上げましたように、今本町においても様々な課題が山積しております。私も、これからは議長として皆さんのお一人お一人の御意見お気持ちを大切にしながら、スムーズな議会の運営にしっかりと頑張ってまいりたいと、このように今決意しているところでございます。そうは言いましても、この議長という職責の重さに本当に気持ちの引き締まる思いでございます。これまで議長を務めてこられました歴代の議長さんに、敬意と感謝を申し上げますとともに心から御礼申し上げ、一步でもこれまでの議長さんに近づけるよう、私も誠心誠意しっかりと精進してまいりたいと、このように今決意を固くしているところでございます。今後とも、議会の皆様方お一人お一人の御指導御鞭撻を賜りながら、しっかりと議会運営に携わってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（ 拍手あり ）

~~~~~○~~~~~

（ 臨時議長のあいさつ ）

●漆谷臨時議長（漆谷光夫） 以上をもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。皆さまの御協力、誠にありがとうございました。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午前10時33分 休憩 ——
（事務局、追加日程を配布）
—— 午前10時35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程の追加 議長発議 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） お諮りします。ただいま、お手元に配布いたしましたとおり、追加日程第1議席の指定から追加日程第16江津邑智消防組合議会議員の選挙までを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。  
（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1議席の指定から追加日程第16江津邑智消防組合議会議員の選挙までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第1 議席の指定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第1。議席の指定を行います。これより邑南町議会会議規則第3条第2項の規定によりまして、議長において議席の指定を行います。事務局長より、議席番号・氏名を朗読します。定められた席に、移動着席をお願いいたします。

○井上事務局長（井上義博） それでは朗読いたします。1番石國議員。2番奈須議員。3番鍵本議員。4番野田議員。5番日高議員。6番瀧田議員。7番平野議員。8番宮田議員。9番中村議員。10番辰田議員。11番山中議員。12番漆谷議員。以上でございます。

（ 本議席番号に移動 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で議席の指定を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第2 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第2。会議録署名議員の指名を行います。3番 鍵本議員。4番野田議員。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第3 会期の決定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第3。会期の決定を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日の1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月8日の1日限りと決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午前10時39分 休憩 ——

○井上事務局長 失礼します。引き続き第2委員会室で、議員懇談会を開催します。議員の皆さまはお集まりください。

（ 事務局選挙準備 ）

—— 午前10時48分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第4 副議長の選挙 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。追加日程第4。副議長の選挙を議題といたします。これより副議長の選挙を行います。選挙は地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行うことといたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 議場の出入り口を閉鎖いたします。

（ 事務局長が議場出入口 2 か所施錠を確認 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ただ今の出席議員数は 12 名でございます。次に、立会人を指名いたします。邑南町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番日高議員、6 番瀧田議員を指名いたします。それでは投票用紙を配布いたします。

（ 投票用紙配布 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 配布漏れなしと認めます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 投票箱の点検を行います。

（ 事務局長、投票箱の点検を行う ）

（ 全議員・臨時議長が、投票箱空を確認する ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名投票です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。それでは御記入ください。さらに申し上げます。これから投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に各議席から各自投票箱までお進みいただき、投票をお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いいたします。読み上げます。

（ 順次投票 ）

○井上事務局長（井上義博） それでは読み上げます。1 番石國議員。2 番奈須議員。3 番鍵本議員。4 番野田議員。5 番日高議員。6 番瀧田議員。7 番平野議員。8 番宮田議員。9 番中村議員。10 番辰田議員。11 番山中議員。12 番漆谷議員。以上でございます。

（ 最後に議長が議長席で投票 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 投票漏れはありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。ただいまから、開票を行います。5番日高議員。6番瀧田議員。開票の立会をお願いいたします。

（ 開票：事務局長開票、5番日高議員、6番瀧田議員は立会 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票はありませんでした。有効投票のうち平野議員9票、辰田議員1票、中村議員2票。以上でございます。この選挙の法定得票数は3票です。したがって平野議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（ 事務局長が議場出入口2か所解錠を確認 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ただいま副議長に当選されました平野議員が議場におられますので、本席から邑南町議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。副議長に当選されました平野議員に、当選の受諾及び挨拶をお願いいたします。自席でお願いいたします。

●平野副議長（平野一成） 失礼いたします。平野一成でございます。先ほどの副議長選挙におきまして当選をさせていただきました。本当にありがとうございます。今後新議長とともに邑南町これから抱えるいろんな課題につきまして、先ほども申し上げましたが、議長の補佐をしっかりとやらせていただきながら、また、議員の皆様方と一緒に、邑南町議会そして邑南町を盛り上げていければと思っておりますので、どうかひとつ皆様方よろしくお願いをいたします。

（ 拍手あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） ここで、時休憩といたします。

—— 午前11時00分 休憩 ——

○井上事務局長 失礼します。この後、大会議室のほうで各委員会等の構成について協議いただきたいと思います。大会議室の方へお集まりください。

（ 各常任委員会委員名簿を配布 ）

—— 午後 1 時 3 0 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 5 常任委員会委員の選任 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。追加日程第 5。常任委員会委員の選出を議題といたします。お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選出につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 6 常任委員会委員長、副委員長の互選 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 6。常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定により互選していただき、決定次第御報告をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。

—— 午後 1 時 3 2 分 休憩 ——

（ 各常任委員会の正副委員長名簿、  
議会運営委員会委員名簿を配布 ）

—— 午後 1 時 3 4 分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第7。議会運営委員会委員の選任を議題といたします。お諮りいたします。議会運営委員会委員の選出につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選出につきましては、お手元に配布しております名簿のとおりと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第8。議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条第1項の規定により互選していただき、決定次第御報告をお願いいたします。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午後1時37分 休憩 ——

（議会運営委員会の正副委員長名簿、  
特別委員会の設置を配布）

—— 午後1時41分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第9 浜田作木線改良促進特別委員会の設置）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第9。浜田作木線改良促進特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりましてお手元に配布しておりますとおり、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について、6名の委員をもって構成する浜田作木線改良促進特別委員会を設置し

これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います
が、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、主要地方道浜田作木
線改良促進に関する調査研究について、6名の委員をもって構成する浜田作木線改良
促進特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了ま
でとすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第10 議会改革特別委員会の設置）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第10。議会改革特別委員会の設置を議題とい  
たします。お諮りいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりましてお手  
元に配布していますとおり、議会改革に関する調査研究について、6名の委員をもつ  
て構成する議会改革特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期  
間は調査終了までとしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、議会改革に関する調  
査研究について、6名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置しこれに付  
託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定いたしまし  
た。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第11 人口問題特別委員会の設置）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第11。人口問題特別委員会の設置を議題とい
たします。お諮りいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりましてお手
元に配布しておりますとおり、人口減少問題全般の実態と対策に関する調査研究につ
いて10名の委員をもって構成する人口問題特別委員会を設置しこれに付託のうえ調
査することとし、調査期間につきましては調査終了までとしたいと思います。これ
に御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、人口減少問題全般の実態と対策に関する調査研究について10名の委員をもって構成する人口問題特別委員会を設置しこれに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定しました。ここで、暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

—— 午後1時46分 休憩 ——

（特別委員会委員の名簿を配布）

—— 午後1時51分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第12 特別委員会委員の選任）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。追加日程第12。特別委員会委員の選任を議題といたします。お諮りいたします。特別委員会委員の選出につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりましてお手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおりと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第13 特別委員会委員長、副委員長の互選）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第13。特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条第1項の規定により互選していただき、決定次第御報告を願います。ここで暫時休憩いたします。

—— 午後1時53分 休憩 ——

（特別委員会の正副委員長 及び

一部事務組合議会議員名簿配布）

—— 午後1時57分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。特別委員会の委員長及び副委員長の互

選結果の報告をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布いたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 1 4 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 1 4。邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によりまして指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） したがって、議長が指名することに決定いたしました。それでは指名させていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に、漆谷光夫議員、中村昌史議員、宮田博議員、石國佳壽子議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、指名いたしました 4 名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました漆谷光夫議員、中村昌史議員、宮田博議員、石國佳壽子議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡総合事務組合議会議員に当選されました 4 名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 1 5 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 1 5。邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を

議題とします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。それでは指名させていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に漆谷光夫議員、山中康樹議員、宮田博議員、平野一成議員、石國佳壽子議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、漆谷光夫議員、山中康樹議員、宮田博議員、平野一成議員、石國佳壽子議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。ただいま、邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### ( 日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第16。江津邑智消防組合議会議員の選挙を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選により行いたいと思いますが、これに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、

議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。それでは指名させていただきます。江津邑智消防組合議会議員に、漆谷光夫議員、山中康樹議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、指名いたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました漆谷光夫議員、山中康樹議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ただいま、江津邑智消防組合議会議員に当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。ここで、暫時休憩いたします。

—— 午後2時06分 休憩 ——

○井上事務局長 失礼します。2時15分から議会運営委員会を、第2委員会室で開催します。関係のある議員の皆さまはお集まりください。

（執行部着席）

~~~~~○~~~~~

（議長のあいさつ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開前ではございますが、執行部もそろっていただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

（議長席から議員入口付近へ移動）

本日の午前中、議員の皆さん方の多くに御推挙いただきまして、このたび議長の職に就かせていただくことになりました。本当に身の引き締まる思いで今ここに立たせていただいております。世界的にも非常に不安定、そして国内では相変わらず東京一極集中で推移、地方においては人口減少・少子化・人手不足、そして最近では物価高騰等々が続いております。町においても財政再建を掲げ、これから次世代につなぐた

めに必要な重要な時期を迎えていくように認識しております。こういう大変な時期だからこそ、執行部と議会はしっかり是々非々。お互いに信頼関係を持ちながら、しっかりとした創生運用していくことが肝要なことだと私は思っております。議会の運営につきましては、私も公平公正、お互いの信頼関係を保ちながら、しっかりとした議会運営に励んでまいりたいと、このように今思っているところでございます。今後とも執行部の皆さん・議員の皆さんには御協力を賜りまして、そしてご指導ご鞭撻を賜りまして、この議長という重い職責を私も全うできるように、誠心誠意力の限り尽くしてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(議員入口付近から議長席へ移動)

—— 午後 4 時 13 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●漆谷議長(漆谷光夫) それでは再開いたします。お諮りします。ただいまお手元に配布いたしましたとおり、追加日程第 17。同意第 1 号監査委員の選任の同意から、追加日程第 28。議案第 59 号令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号までを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、追加日程第 17。同意第 1 号監査委員の選任の同意から、追加日程第 28。議案第 59 号令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 17 同意第 1 号 監査委員の選任の同意)

●漆谷議長(漆谷光夫) 追加日程第 17。同意第 1 号監査委員の選任の同意を議題といたします。同意第 1 号につきましては、8 番宮田議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(宮田議員退席)

●漆谷議長（漆谷光夫） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 同意第1号の提案理由を御説明申し上げます。同意第1号監査委員の選任についてでございますが、これは議会議員の中から選任する監査委員について、議会の同意を求めるものでございます。宮田博議員を選任したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で同意第1号の提案理由の説明は終わりました。これより同意第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論採決に入ります。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。同意第1号監査委員の選任の同意に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、同意することに決定いたしました。ここで退場されております8番宮田議員の入場を求めます。

（宮田議員入場）

●漆谷議長（漆谷光夫） 宮田議員にお知らせします。同意第1号監査委員の選任の同意は、原案のとおり同意することに決定いたしましたのでお知らせします。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第 18 承認第 3 号 専決処分の承認  
( 邑南町税条例の一部改正 ) )

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 18。承認第 3 号専決処分の承認を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第 3 号の提案理由を御説明申し上げます。承認第 3 号専決処分の承認についてでございますが、これは地方税法等の一部改正に伴い、邑南町税条例の一部改正を専決処分したものでございます。詳細につきましては財務課長から説明しますので、よろしくお願いします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例の一部改正について説明いたします。邑南町税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、このうち 4 月 1 日から施行されたものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 31 日に専決処分により改正したものです。新旧対照表で、主な改正点について要旨を説明します。新旧対照表の改正後を御覧ください。1 ページの第 82 条第 1 号は二輪車の車両区分の見直しにより、総排気量 125 c c 以下で最高出力を 4 キロワット以下に制御した新規準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とするものです。これに伴い 2 ページの第 89 条第 2 項は、種別割の減免に係る規定を改正するものです。2 ページから 4 ページの第 90 条第 2 項及び第 3 項は身体障害者等に対する種別割の減免について、マイナー免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を追加するものです。4 ページから 5 ページの第 139 条の 3 は、特別土地保有税の減免について法改正に合わせて項ずれを改正するものです。改正分に戻り

まして、2 ページの附則第 1 条では改正条例の施行期日を、令和 7 年 4 月 1 日としております。以下、第 2 条は固定資産税に関する経過措置、第 3 条は軽自動車税に関する経過措置を規定しています。以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第 3 号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第 3 号専決処分の承認は、承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第 19 承認第 4 号 専決処分の承認

（邑南町国民健康保険税条例の一部改正））

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 19。承認第 4 号専決処分の承認を議題いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第４号の提案理由を御説明申し上げます。承認第４号専決処分の承認についてでございますが、これは地方税法等の一部改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。詳細につきましては財務課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。邑南町国民健康保険税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、このうち４月１日から施行されたものについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき３月３１日に専決処分により改正したものです。新旧対照表で、主な改正点について要旨を説明します。新旧対照表の改正後をご覧ください。１ページの第２条第２項は基礎課税額に係る課税限度額を、第３項は後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改正するものです。１ページから２ページの第２３条第１項は、減額の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を見直すものです。改正文に戻りまして附則第１項では、改正条例の施行期日を令和７年４月１日から施行するとしています。第２項では適用区分を令和７年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和６年度分までは従前の例によるものとしています。以上、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第4号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第4号専決処分の承認は、承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第20 承認第5号 専決処分の承認

( 令和6年度邑南町一般会計補正予算第14号 ) )

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第20。承認第5号専決処分の承認を議題いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第5号の提案理由を御説明申し上げます。承認第5号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町一般会計補正予算第14号により、歳入歳出それぞれ2億1,757万4,000円を減額することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては財務課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度邑南町一般会計補正予算第14号について説明いたします。今回の補正は、歳入については、特別交付税、地方譲与税、各種交付金、国県支出金、地方債等の決算見込額への補正や歳出決算見込額に基づく基金繰入金の減額、歳出については、国県支出

金、地方債、基金繰入金等の減額に伴う歳出の減額や歳入の増加に伴う基金積立金の追加などの補正となっております。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ2億1,757万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を162億1,283万3,000円としたものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。第2条の地方債の補正ですが事業費の決算見込みに伴う限度額の補正で、6ページの第2表地方債補正のとおりです。補正後の地方債合計額は、30億705万9,000円です。補正予算の主な内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページの歳入です。2款地方譲与税から8ページの11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定による補正です。8ページ10款の地方交付税は、特別交付税を1億1,734万9,000円追加したもので、追加の主な理由は除雪費に対する交付税措置額の増加などです。10ページ14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化共通化に係る事業の実績報告に基づき、3,109万2,000円を減額したものです。12ページ8目土木費国庫補助金は、臨時市町村道除雪事業費補助金が令和6年度の豪雪を受け新たに交付決定されたことにより1,800万円を追加、10目教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金が石見中学校改築工事費の減額などに伴い、3,768万6,000円減額したものです。20ページ17款寄附金1項寄附金は、2節ふるさと寄附金が寄附額の確定に伴い6,232万7,000円の減額。3節企業版ふるさと納税寄附金が寄附額の増加により、1,000万円追加したものです。18款繰入金2項基金繰入金は1目財政調整基金繰入金で財源調整のため3,406万5,000円を減額し、基金充当事業費の確定により15目ふるさと基金繰入金が5,002万5,000円の減額。27目日本一の子育て村推進基金繰入金が1,229万3,000円の減額などです。22ページの21款町債は、第2表地方債補正のとおりです。26ページから歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は2,206万7,000円の減額で、主なものは002一般管理費の03財政調整基金管理費が、財源の調整に伴い積立金を7,039万8,000円追加。17ふるさと基金管理費が、ふるさと寄附金の減額に伴い6,213万円の減額。18ふるさと基金事業費が決算見込みにより4,042万5,000円の減額などです。これにより、財政調整基金の令和6年度末残高は11億7,923万円となる見込みです。38ページ6款農林水産事業費1項農業費3目農業振興費は1,704万7,000円の減額で、主なものは41ページの023農業用ハウス等リース支援事業が、事業費確定により1,197万4,000円の減額などです。46ページ9款消防費1項消防費1目常備消防費は、邑智消防組合の負担金額の

確定により負担金を1,085万3,000円減額したものです。50ページ10款教育費3項中学校費3目学校建設費は、旧校舎解体工事費の減額により石見中学校改築工事費を3,588万円減額したものです。50ページから52ページ11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、1目農地災害復旧費2目農業施設災害復旧費などが、被害箇所数の確定や実施設計による事業費の変更により4,955万3,000円減額したものです。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。よろしくをお願いします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第5号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第5号専決処分の承認は、承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第21 承認第6号 専決処分の承認

（令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号））

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第21。承認第6号専決処分の承認を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第6号の提案理由を御説明申し上げます。承認第6号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ4,440万6,000円を減額することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては町民課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 承認第6号専決処分の承認につきまして、令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号につきまして御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,440万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,863万6,000円としたものでございます。このたびの補正は歳入及び歳出の確定に伴いまして、補正をしたものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。5款県支出金2項県補助金2目保険給付費等交付金につきましては、普通交付金及び特別交付金の確定に伴いまして3,490万2,000円を減額いたしました。9款繰入金1項基金繰入金1目国民健康保険事業基金繰入金につきましては、基金の取崩しを1,412万7,000円減額いたしました。同款2項他会計繰入金1目一般会計繰入金は462万3,000円を追加いたしました。続きまして、歳出でございます。2款保険給付費1項療養諸費でございますが、療養給付費額等の確定によりまして1目一般被保険者療養給付費3,074万8,000円。3目一般被保険者療養費3,000円。5目審査委託費37万1,000円をそれぞれ減額いたしました。次に、同款2項高額療養費ですが高額療養給付費額等の確定によりまして、1目一般被保険者高額療養費931万2,000円。3目一般被保険者高額介護合算療養費17万7,000円をそれぞれ減額いたしました。同款3項助産諸費1目出産育児一時金は150万円。同款4項葬祭諸費は9万円、同款5項移送費は30万円、同款6項傷病手当金は10万円をそれぞれ減額いたしました。次に、5款保健事業費2項特定健康診査等事業費は、委託

料の確定によりまして206万7,000円を減額いたしました。次に、9款諸支出金3項繰出金2目直営診療所事業特別会計繰出金は、国民健康保険特別調整交付金僻地直営診療所運営費分の確定に伴い、26万2,000円を追加いたしました。以上地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第6号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第6号専決処分の承認につきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第22 承認第7号 専決処分の承認  
（令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業  
特別会計補正予算第6号））

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第22。承認第7号専決処分の承認を議題いたします。提出者からの提案理由を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 承認第7号の提案理由を御説明申し上げます。承認第7号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第6号により、歳入の確定に伴う補正をすることについて専決処分したものでございます。詳細につきましては町民課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、秋田町民課長。

○秋田課長（秋田敏子） 承認第7号専決処分の承認につきまして、令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第6号につきまして、御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の補正でございますが今回の補正は歳入の確定に伴う補正でございます。歳入歳出予算の総額に変更はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。歳入でございます。5款県支出金1項県補助金4目僻地医療対策費補助金につきましては、僻地診療所運営事業費補助金の確定に伴いまして316万3,000円減額いたしました。8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、交付金及び補助金の確定に伴いまして、4診療所分合わせまして290万1,000円を追加いたしました。同款3項事業勘定繰入金1目事業勘定繰入金は、国保会計が受ける特別調整交付金の交付額が確定をしたため、これに合わせまして国保会計からの繰入金を26万2,000円追加いたしました。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第7号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、承認第7号専決処分の承認につきましては、承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第23 承認第8号 専決処分の承認

(令和6年度邑南町電機通信事業特別会計補正予算第4号))

●漆谷議長(漆谷光夫) 追加日程第23。承認第8号専決処分の承認を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長(大屋光宏) 議長、番外。

●漆谷議長(漆谷光夫) 番外、大屋町長。

○大屋町長(大屋光宏) 承認第8号の提案理由を御説明申し上げます。承認第8号専決処分の承認についてでございますが、これは令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ30万円を減額することについて専決処分したものでございます。詳細につきましては情報みらい創造課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○植田みらい創造課長(植田啓司) 議長、番外。

●漆谷議長(漆谷光夫) 番外、植田情報みらい創造課長。

○植田みらい創造課長(植田啓司) 承認第8号、専決処分の承認につきまして、

令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について御説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し歳入歳出それぞれ5億5,402万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。次に、補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の1ページ2ページをお開きください。はじめに歳入でございます。令和6年度実施分の情報基盤整備事業債の起債額が確定したことにより、30万円の減額となっております。歳入の減額に伴い、歳出において基金への積立額金を30万円減額するものでございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。承認第8号専決処分の承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、承認第8号専決処分の承認は、承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第24 議案第55号 邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例  
及び邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第24。議案第55号邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第55号の提案理由を御説明申し上げます。議案第55号は、邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び邑南町の観光案内所条例を廃止する条例の制定についてでございますが、既存の道の駅瑞穂の廃止時期を定めるため制定するものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第55号邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。廃止の対象となります両条例は、邑南町下田所にあります道の駅瑞穂を構成する各施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例でございますが、現在建設中の道の駅邑南の里が間もなく完成・供用開始となり、現在の道の駅瑞穂の機能を引き継ぐ予定であることから、このたび両条例を廃止するものでございます。この条例の施行日は、道の駅邑南の里の供用開始予定日であります令和7年8月1日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討

論を行います。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号 邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定に、賛成の方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第55号 邑南町農林水産物直売・食材供給施設条例及び邑南町観光案内所条例を廃止する条例の制定は、原案のとおり決定いたしました。ここでお諮りいたします。5時に近づいてきましたが、このまま進めてよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） それでは進めさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第25 議案第56号 工事請負契約の変更契約の締結
(道の駅瑞穂再整備事業本体建築等工事))

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第25。議案第56号 工事請負契約の変更契約の締結を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第56号の提案理由を御説明申し上げます。議案第56号は、工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは道の駅瑞穂再整備事業本体建築等工事に係る工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長から説明します

ので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第56号工事請負契約の変更契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、道の駅瑞穂再整備事業本体建築等工事です。工事場所は邑南町下田所263番地1外です。この変更契約に係る工事は、2月に発生した警報を伴い長期化した大雪の影響によって屋根工事の工程に不測の日数を要したこと。また、鉄骨資材の調達に不測の日数を要したことによって工期内完成が困難となり、繰越承認を受けた上で工事完成期日を変更することとなりました。この工期の延長により、工事日数に応じて加算される諸経費の増額など工事請負費の増額を伴うものです。2月に発生した大雪では、数日間屋根に雪が積もった状態が続いたことにより屋根の仕上げ工事を行うことが出来ず、内装工事の工程にも大きな遅れが生じました。2月時点において既に資材調達の遅れにより年度内完了が困難となっておりますので、45日間の工事日数の延長と事業の繰越手続を行っていたところでしたが、2月に入り大雪が降った影響によってさらに46日間の工事日数の延長が必要となりました。結果として工事日数を91日間延長することが必要となったため、工事日数に応じて加算される諸経費を増額とし工事請負費を税抜4,090万9,000円増額するものです。消費税を加えました4,499万9,900円の増額に関して、令和7年4月23日に仮契約を締結させていただいたところでございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の不足または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第56号工事請負契約の変更契約の締結に賛成の方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第56号工事請負契約の変更契約の締結は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第26 議案第57号 指定管理者の指定

（ 道の駅邑南の里 ） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第26。議案第57号指定管理者の指定を議題といたします。議案第57号から議案第58号につきましては、鍵本議員に直接利害関係のある事件と認めますので、地方自治法第117条の規定により鍵本議員を除斥したいと思います。これに御異議はありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、鍵本議員を除斥することに決定いたしました。鍵本議員の退場を求めます。

（ 鍵本議員退場 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第57号の提案理由を御説明申し上げます。議案第57号は、道の駅邑南の里の指定管理者を産直市みずは企業組合に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第５７号指定管理者の指定について御説明いたします。道の駅邑南の里は、道の駅瑞穂の持つ観光案内所及び農林水産物、特産品販売所等の機能を拡充しつつ引き継ぐ施設として、邑南町道の駅の設置及び管理に関する条例に基づき、現在邑南町下田所に建設中の施設でございます。この施設運営の指定管理者の選定にあたりましては、あらかじめ令和２年度におきまして指定管理予定者を公募により審査・選定しており、このたびその指定管理予定者を指名により選考しました結果、指定管理者の候補として最終決定し本日提案させていただくものでございます。指定管理者として提案させていただく団体の名称は、産直市みずほ企業組合で、指定の期間は施設が供用の開始となる令和７年８月１日から令和１２年３月３１日の４年８か月とするものでございます。同企業組合につきましては、これまで運営してきた道の駅瑞穂が良好な経営状態にあり、その運営実績を生かし道の駅邑南の里についてもよりよい運営を計画されていることなどが評価され、１月２２日の選定委員会、４月２２日の庁議を経て本日提案させていただくものでございます。以上、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第５７号、指定管理者の指定に賛成の方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第57号指定管理者の指定は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第27 議案第58号 指定管理期間の変更

(邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設))

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第27。議案第58号指定管理期間の変更を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第58号の提案理由を御説明申し上げます。議案第58号は、邑南町観光案内所及び邑南町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理期間を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては産業支援課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第58号指定管理期間の変更について御説明いたします。邑南町農林水産物直売食材供給施設及び邑南町観光案内所、いわゆる道の駅瑞穂は、現在令和7年4月1日から1年間産直市みずほ企業組合を指定管理者として指定しております。先ほど御説明のとおり、このたび建設中の道の駅邑南の里の工事完成見通しにより、その供用開始及び指定管理開始を令和7年8月1日とすることに伴いまして、道の駅瑞穂の指定管理期間については令和7年7月31日までの4か月間に変更するものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号指定管理期間の変更に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第58号指定管理期間の変更は、原案どおり決定いたしました。

●漆谷議長（漆谷光夫） ここで、退場されております鍵本議員の入場を求めます。

（鍵本議員入場）

~~~~~○~~~~~

（追加日程第28 議案第59号

令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第28。議案第59号令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第59号の提案理由を御説明申し上げます。議案第

59号令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2億2,011万4,000円を減額するものでございます。詳細につきましては財務課長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第59号令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号について説明いたします。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ2億2,011万4,000円を減額し歳入歳出予算の総額を134億4,288万6,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、2ページ3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しています。第2条の地方債の補正は、4ページの第2表地方債補正のとおり変更分として道の駅瑞穂整備事業債を1億260万円減額するものです。これにより、地方債の限度額の合計は11億4,700万円となります。今回の補正は、令和6年度に交付決定を受けたデジタル田園都市国家構想交付金の令和7年度への繰越しが承認されたことに伴う道の駅瑞穂整備事業の歳入歳出予算の減額。道の駅瑞穂管理費及び道の駅邑南の里管理費の追加。公用車のテレビ機能付きカーナビに係るNHK受信料などを補正するものです。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明します。4ページの歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金は、新しい地方経済生活環境創生交付金で、デジタル田園都市国家構想交付金の繰越承認に伴い8,694万9,000円を減額するものです。15款県支出金1項県負担金は、道の駅瑞穂整備事業費負担金を2,565万9,000円減額するものです。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財源調整のため95万7,000円を減額。11目まちづくり推進基金繰入金は、道の駅瑞穂整備事業費の減額に伴い、394万9,000円を減額するものです。これにより財政調整基金の年度末残高は、7億2,531万円となる見込みです。21款町債1項町債は、道の駅瑞穂整備事業債を1億260万円減額するものです。6ページの歳出です。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費002公用車管理費は、公用車のテレビ機能付きカーナビに係るNHK受信料の未払い費用など200万5,000円を追加。6目企画費020道の駅瑞穂整備事業は、デジタル田園都市国家構想交付金の繰越承認に伴い2億2,312万9,000円を減額するものです。7款商工費1項商工費3目観光費の017道の駅管理費は、道の駅邑南の里の指定管理期間の決定に伴い新たに必要と見込まれる道の

駅瑞穂及び道の駅邑南の里の光熱水費など101万円を追加するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59号令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。議案第59号令和7年度邑南町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第29 閉会中の継続調査の付託）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第29。閉会中の継続調査の付託を議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出どおりこれを閉会中の継続調査に付することに、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおりこれを閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 追加日程第 30 議員派遣 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 追加日程第 30。議員派遣を議題といたします。  
お諮りいたします。邑南町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のと  
おり、議員を派遣したいと存じます。これに、御異議はありますか。  
（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定を  
いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 閉会宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本臨時会に付議されました案件はすべて議了い
たしましたので、これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これに御異議はあ
りませんか。
（「異議なし」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会はこれをも
って閉会することに決定いたしました。以上をもちまして、令和 7 年第 4 回邑南町議
会臨時会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。お疲れ様でした。

—— 午後 5 時 18 分 閉会 ——